

## 政府税制調査会海外調査報告（韓国）

### 1. 日程等

#### (1) 日程

平成 29 年 4 月 24 日（月）～4 月 27 日（木）

#### (2) 出張者

田近 栄治 委員  
上西 左大信 特別委員

#### (3) 随行者

島谷 和孝 財務省主税局税制第二課課長補佐  
田中 佑典 財務省主税局調査課外国調査第一係員  
田中 健二 国税庁課税部法人課税課課長補佐  
松本 典久 総務省自治税務局市町村税課住民税企画専門官

#### (4) 訪問先

企画財政部、国税庁、東安養税務署、韓国租税財政研究院、税務士法人 WITH PLUS

### 2. 調査概要

今回の政府税制調査会海外調査では、経済活動の ICT 化や多様化を踏まえ、各調査国における、

(1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

をはじめとする、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について聴取した。本報告書は、その概要をまとめたものである。

## 【韓国】

### (1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

#### ① 個人所得課税の申告手続

- ・ 給与等の勤労性所得は累進税率による総合課税（給与は源泉徴収・年末調整）。資本性所得は比例税率による分離課税（キャピタルゲインは原則非課税、2,000 万ウォン（180 万円）以下の利子・配当は源泉分離課税）。
- ・ こうした制度を背景として、給与所得者の年末調整手続について、各種控除を適用するための資料収集コスト等を削減する観点から、2006 年より控除関係機関が国税庁に控除対象データを登録、Home Tax（国税庁の税務手続支援システム）に集約した上で給与所得者に提供する仕組みを導入。さらに 2016 年より雇用主が Home Tax から控除申告書をダウンロードすることも可能な仕組みが導入されている。
- ・ 支払調書に基づく所得情報（給与や報酬等）は Home Tax 上で納税者が閲覧・利用でき、年末調整後、総合課税の申告を行う必要がある場合には、この内容を基に申告を行うことが可能。
- ・ 不動産譲渡所得税に関し、登記所から国税庁へ提供される取引価格を含んだ不動産登記情報を基に、譲渡所得税の申告手続等について納税者にお知らせを実施。
- ・ 個人の零細事業者について、国税庁に集まるクレジットカード利用情報等を基に売上金額を集計し、経費率を乗じるなどして国税庁で作成した記入済申告書を 160 万人に提供。

#### ② 電子化を通じた納税者利便の向上

- ・ 2000 年以降の発展した IT 環境に合わせて納税者により便利な税務手続を提供するため 2004 年に電子申告を導入。電子申告は義務ではなく、利便性の高さや必要となる認証方法の多様化（クレジットカード・携帯電話等）などの施策と相まって、2015 年の電子申告割合は所得税 91%、法人税 99%、付加価値税 90%となっている。

### 【年末調整手続の簡素化】

- 2006 年より、各種控除対象データを病院等の控除関係機関が国税庁へ提出する仕組みとした上で、従業員に提供する年末調整簡素化サービスを導入したところであるが、それ以前は各種控除に係る証明書を従業員が休暇をとって収集するなど社会的コストが深刻であった。その要因としては、①所得税の控除項目が多いこと、②その全てを年末調整で処理する仕組みであること、③控除証明書を郵送するサービスがない時期があったことや控除関係機関によって対応が様々であったこと、④医療費領収証は集計・保管が煩雑であるため、1 年分をまとめた一覧表を年始に従業員が各病院から発行してもらう慣習だったこと、が挙げられる。（企画財政部、国税庁、韓国租税財政研究院）
- 年末調整簡素化サービスは、従業員が直接全ての控除証明書類を収集する不便さを解消するために導入したものであるとともに、雇用主（源泉徴収義務者）における資料保管等のコス

トを削減する側面も有すると考えている。また、これらの取組は、従業員・雇用主・課税当局・控除関係機関を含めた社会全体の全体最適を実現していくためのもの。年末調整で税額の精算が可能である中、確定申告で精算することは、少額であっても還付税額・追納税額の精算を税務署が給与所得者全員との間で個別に行う必要があるため、徴税费・納税協力費・手間の増加を招き非効率になる。年末調整簡素化サービスを導入して以降、従業員・雇用主・控除関係機関からは大きな不満は出ておらず、あえて申し上げるならば、控除関係機関から提出されたデータ処理に係る国税庁側の事務量の増加に伴うその時期の残業の増加である。  
(企画財政部、国税庁、韓国租税財政研究院)

- 年末調整簡素化サービスでは、まず、病院等の控除関係機関が控除対象額に係るデータを1月上旬までに国税庁に登録する。年末調整に係るスケジュール上の制約や名寄せの観点から、控除関係機関のデータは、番号付きで電子的に提出することを義務付け(一部は提出が任意)しており、このことがサービスを提供する上での柱である。控除関係機関としても、サービス導入前は個人に個別に控除証明書を発行しなければならなかったが、サービス導入後は国税庁にデータ登録をするだけでよいので、事務が簡素化されたというメリットがある。(企画財政部、国税庁)
- 従業員は控除関係機関から登録された控除対象データを Home Tax 上でチェックし、問題がなければそのデータに基づいて控除申告書を自動的に作成可能。雇用主への提出は1月末までとしている企業が多い。提出の方法としては、雇用主のシステム環境に応じて控除申告書を、①Home Tax から自動提出、②紙提出、③PDF 提出、のいずれかの方法を取っている。Home Tax 上で表示される控除対象データに反映されていないもの、例えば、医療費控除の対象となる眼鏡代や一部の寄附金は、従業員が Home Tax 上で控除申告書に追記した上で証明書(領収書)とともに雇用主に提出する。(国税庁)
- 雇用主は、提出された控除申告書や支払った給与情報を基に、税額計算を行い、2月の給与で年末調整を実施する。過去からの慣習で年末調整と呼んではいるが、このように実態は年始である。計算の誤りについては企業が責任を負うものの、医療費控除の対象外のものが含まれているなど内容の誤りについては従業員本人が責任を負う。(企画財政部、国税庁)
- 扶養家族である妻の医療費などを納税者である夫の控除とするにあたっては、Home Tax 上は妻のアカウントにデータ登録となるため、システム上で夫が振替処理を行うことで可能である。(国税庁)
- 2か所以上から給与を受ける者は、従たる給与の支払者から源泉徴収票の発行を受け主たる雇用主へ提出すれば、合算した年末調整が実施可能である。仮に合算した年末調整を従業員が行わなかった場合には、確定申告で合算することでもよい制度にしている。確定申告もしなかった場合は、必要に応じて国税庁から従業員本人へ連絡し是正している。(国税庁、韓国租税財政研究院、税務士法人 WITH PLUS)
- 年末調整で雇用主に提供したくない情報、例えば、医療費控除を報告したくない場合は、医療費控除は年末調整では適用せずに、確定申告で適用することも可能としている。(国税庁)
- 年末調整制度は、1975年から総合課税と併せて導入された。導入前は、高所得者のみが総合

課税の対象であり、控除も、基礎控除、外国税額控除等に限られていた。(企画財政部)

- 給与所得者の地方所得税は、国の所得税額に対する付加税方式（現年課税）であり、また、税率も全国共通の 10%であることや納付先が日本のような従業員の住所地ではなく事業所所在地の自治体であるため、別途の事務負担が大きく生じる仕組みとはなっていない。(企画財政部、国税庁)

### 【所得情報の納税者への提供】

- 国税庁に提出された支払調書に基づく所得情報（給与や報酬等）は Home Tax 上で納税者が閲覧・利用可能であり、また、例えば、給与と報酬を合わせた総合課税の申告を行う必要がある場合には、ここで入手した内容を基に必要経費等を入力して申告を行うことも可能な仕組みにしている。(国税庁)
- 法令に基づいて登記所から国税庁へ提供される取引価格を含んだ不動産登記情報を基に、譲渡所得税の申告手続等を納税者にお知らせする「譲渡所得税総合案内」ポータルを 2016 年に構築した。(国税庁)
- 不動産登記を行う際には登記申請書に住民登録番号も記載する仕組みであり、また、不動産取引の透明性を確保する観点から、不動産登記法において、売買の場合には 2006 年から取引価格の登記簿記載制度がある。(国税庁)

### 【個人零細事業者への記入済申告書の提供】

- 2016 年（2015 暦年所得）より、税務士関与のない零細事業者の申告に係る事務コストを削減するとともに、国税庁の税務相談業務の効率化を図る観点から導入したものであり、申告書の全部を記入している。それ以前は一部の項目のみ記入したものを提供していた。(企画財政部、国税庁)
- 国税庁からの提供先は、事業所が 1 か所、所得が 1 種類で、売上金額が一定額未満である零細事業者を対象としており、具体的なイメージとしては BtoC 取引が中心の零細事業者である。2016 年においては、160 万人に提供し 130 万人が申告しているところ、そのうち 70 万人は提供した内容そのままである。(国税庁)
- 記入済申告書は、国税庁に集まるクレジットカード利用情報・現金領収証情報から売上金額を集計し、経費率を乗じるなどして作成している。零細事業者の所得税については、制度上、業種に応じた単純経費率課税制度（概算課税）を、前年の売上金額が一定額未満の事業者に導入している。具体的には、①農林水産業・卸小売業・不動産売買業等 6,000 万ウォン（540 万円）、②製造業・宿泊業・飲食業・建設業・金融保険業等 3,600 万ウォン（324 万円）、③不動産賃貸業・不動産関連サービス業・賃貸業・サービス業等 2,400 万ウォン（216 万円）未満の事業者である。(企画財政部、国税庁)

## 【その他（電子化について）】

- 2000年以降の発展したIT環境に合わせて納税者により便利な税務手続を提供するため2004年に電子申告を導入。利便性を高めるための各種施策と相まって、2015年の電子申告割合は所得税91%、法人税99%、付加価値税90%と高くなっている。ただし、電子申告を利用していないのは、コンピューターへのアクセスが難しい高齢者だと認識しており、電子申告を義務付けることまでは考えていない。（企画財政部、国税庁）
- 年末調整簡素化サービス等を利用する際には、カードリーダーが不要な公認認証書（電子署名に相当）が必要。ただし、Home Taxの一部の機能については、携帯電話を介したワンタイムパスワード等を用いた簡素な本人確認で利用可能な仕組みとしている。例えば、Home Taxを通じて個人が年末調整後に確定申告（電子申告）を行う場合に、金融所得以外の給与や報酬等の所得情報については、①公認認証書、②クレジットカード、③携帯電話を介したワンタイムパスワード、のいずれかの本人確認で利用可能。金融所得は個人情報であるという意識が強く公認認証書を用いた本人確認が必要。（国税庁）
- また、電子申告については、PC環境・ネット環境・IDパスワード取得が困難な事情を有する者のため、所得税の単純経費率課税制度における記入済申告書送付者（個人零細事業者）や、付加価値税における一部の簡易課税事業者等に関して、国税庁のアプリをダウンロードすれば、スマートフォンによる申告を可能とする仕組みを導入している。（国税庁）
- 帳簿や領収証といった証拠書類の電子保存について、日本のような税務署長の事前承認は不要であるが、一方で、不正が発覚した場合は、加算税等を課すこととしている。（企画財政部、国税庁）
- 全法人及び一定規模以上の売上を有する個人事業主には2011年より電子インボイスの発行を義務付けており、その対象を徐々に広げている。（国税庁）

## （2）新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

制度の信頼性向上及び納税者利便向上策を実現していくために必要な各種資料情報が幅広く国税庁に集まる仕組みが構築されており、各種資料情報のマッチングにより、申告等の内容の適正性を確認するとともに、納税者利便の向上等の観点から、支払調書等に基づく所得情報等を納税者に提供することが可能となっている。

新しい経済への対応については、韓国ではそうした分野の経済規模がさほど小さくなく、また、取引がクレジットカード決済である場合にはクレジットカード利用情報によりある程度確認可能なこと等から、特段の対応は行われていない。

- ・ 年末調整手続に必要な各種控除のためのデータが控除関係機関からHome Taxに集まる仕組みを構築するとともに、給与・利子・配当の支払調書は金額基準なく全て国税庁へ提出される。
- ・ 付加価値税に係る仕入税額控除に必要なBtoB取引に係る電子インボイスは発行の都度、国税庁へ電子的に提出される（非課税取引は計算書）。紙で受領したインボイ

ス・計算書に係る情報は、相手先別の「合計表」として申告書（付加価値税）に添付する必要があり、クロスチェックが可能な仕組み。

- ・ クレジットカード利用情報が与信専門金融業協会から国税庁へ全て提出されるとともに、現金取引については、現金領収証取扱店の専用端末を通じてオンラインで提出される。
- ・ 行政機関等の保有情報を税務行政に活用するため、2000年から「課税資料提出法」が施行。
- ・ 資料情報の国税庁への提出が遅滞した場合、例えば、電子インボイスについては発行額に対し0.5%等の加算税が課される。

### 【支払調書及び年末調整のための資料情報】

- 年末調整のための控除対象データが控除関係機関から国税庁へ集まるほか、給与の源泉徴収票については、金額基準なく全て国税庁へ提出される仕組みとしている。この点に関連して、給与所得者の地方所得税は付加税方式（国所得税額に対し10%）を採用しているため、源泉徴収票を別途、地方税当局へ提出する必要がなく、国税庁から地方税当局へ回報される仕組みとなっている。（企画財政部、国税庁）
- また、2,000万ウォン以上（180万円）の利子・配当収入は総合課税の対象であることから、利子・配当も金額基準なく全て国税庁へ提出される仕組みである。ただし、金融資産の残高の情報は自動的に集まる仕組みにはなっていない。（企画財政部、国税庁）

### 【インボイス・計算書・合計表】

- 1977年に付加価値税を導入した際、仕入税額控除はインボイス方式を採用した。あわせて、仕入税額控除の適正執行の観点から、発行・受領したインボイスは付加価値税申告書に添付する義務を課した。（企画財政部、国税庁）
- 2010年に電子インボイス制度を施行した上で、電子インボイス発行時（原則として翌日）に国税庁へ提出する仕組みとした。加えて、2011年に全ての法人に電子インボイスの発行を義務化するとともに、個人事業者については売上規模に応じて義務化対象を順次拡大している。2016年においては、前年の課税売上3億ウォン（2,700万円）以上の個人事業者にまで範囲を広げている。（企画財政部、国税庁）
- 非課税取引（未加工食料品等）はインボイス発行の対象外であることから、BtoBの非課税取引は「計算書」の発行・国税庁への提出を所得税法・法人税法において義務付けている。（企画財政部、国税庁）
- 合計表については、電子化前の時代の名残であり、電子発行のインボイス・計算書は相手先別の合計表への記載は不要としているが、紙発行のインボイス・計算書については、引き続き合計表に記載し申告書へ添付することとしている。（企画財政部、国税庁）
- これらの取組が相まって、発行者側・受領者側それぞれの申告内容についてクロスチェックが可能な仕組みとなっている。（企画財政部、国税庁）

- また、電子インボイスは発行の都度、国税当局へ提出する仕組みであるため、偽造が困難になっており、紙のインボイスが主流であった時代と比べて偽造が減っていると考えている。  
(企画財政部、国税庁、韓国租税財政研究院)

### 【クレジットカード利用情報・現金領収証情報】

- 事業者の適正な申告に向けて、消費者の現金取引をクレジットカード取引へ誘引する仕組みとして、1999年に所得税においてクレジットカードの利用額に応じた控除を導入した。その際、一定の事業者については、クレジットカード加盟店となることを義務化している。また、クレジットカード取引の記録については、与信専門金融業協会から国税庁にオンラインで常時提供される仕組みとなっている。(企画財政部、国税庁、韓国租税財政研究院)
- 2005年には、クレジットカードが利用できない事業者の現金取引についても小売店の専用端末を通じて現金領収証を発行、国税庁にオンラインで情報を常時提出する仕組みを導入した。ただし、消費者からの要求がない場合には現金領収証の発行は不要のため、その発行を促すために所得税において現金領収証の受領額に応じた控除も導入したところである。これに当たっては、クレジットカードと同様に、一定の事業者については、現金領収証発行端末の設置を義務付けている。(企画財政部、国税庁)
- これらの仕組みが相まって、BtoC取引を行う小売業者の適正な申告に大きく貢献したと考えている。他方で、クレジットカードの利用額や現金領収証の受領額に応じた控除(所得控除)については、①高所得者に有利な仕組みとなっていること、②給与所得者1,700万人中900万人が適用し、課税ベースが20.6兆ウォン(1.9兆円(2015年実績))剥落するとともに、給与所得者のうちの非納税者(2014年48%)が多いことの一因となっていること、③取引内容に制限を設けておらず、例えば、医療費控除等の他の控除との重複適用や、控除の付替え(非納税者である親の買い物を納税者である子の名義で行う等)も起きている。こうした状況や利用情報の提出が定着していることも踏まえ、控除の縮小も視野にある。(企画財政部、国税庁、韓国租税財政研究院)

### 【「課税資料提出法」等に基づく情報提供】

- 行政機関等の保有情報を税務行政に活用するため、2000年から課税資料提出法を施行している。これは行政機関等が職務上作成又は取得する資料のうち、税の賦課徴収及び納税管理に資する資料を国税庁へ提出する仕組みである。具体的には、例えば、税関における輸出入情報、官公庁の補助金・許認可・特許登録情報のほか、与信専門金融業協会のクレジットカード利用情報などが挙げられる。また、不動産登記法に基づいて不動産登記情報、租税特例制限法に基づいて地方税当局における納税者の不動産や自動車の保有情報が国税庁に提供されている。(企画財政部、国税庁)
- 課税資料提出法の施行前は、必要に応じ個別に資料提出を要請するが多かったものの、包括的な根拠法が必要という問題意識で法律を制定したという経緯がある。(企画財政部)

## 【資料情報の不提出に対する加算税等】

- 電子インボイスの提出を遅滞した場合には、発行額に対し 0.5%等の加算税を課す仕組みであるほか、合計表に記載のない紙のインボイス分は付加価値税の仕入税額控除ができない仕組みとしている。(企画財政部、国税庁)

## 【その他（資料情報について）】

- これらの納税者利便向上策や制度の信頼性向上に向けた取組が可能な背景としては、大統領府襲撃事件を契機として 1968 年に導入した住民登録番号、1977 年に付加価値税と併せて導入した事業者登録番号がこれまでの間に社会インフラとして定着していたことも大きな要因と考えている。(企画財政部、国税庁、韓国租税財政研究院)
- 国税庁に集まった支払調書やインボイスをはじめとする各種情報は、当局のシステムでデータのマッチングを行い、取引事実のクロスチェックや申告等の適正性確認に活用している。(国税庁)
- また、不動産登記や不動産・自動車の保有情報は、所得課税（個人・法人）や資産課税（相続税・贈与税）の適正執行だけでなく、ストック要件が課されている低所得者を対象とする EITC (Earned Income Tax Credit: 勤労奨励税制) に係る国税当局の審査においても活用している。EITC の審査では金融資産も加味しているが、金融資産の残高情報が自動的に国税庁に集まる仕組みとはなっていないため、EITC の申請の都度、国税庁は金融機関から情報を取っている。(企画財政部、国税庁)
- このほか、集まった各種情報を NTIS (Neo Tax Integrated System: 次世代国税行政システム) でマッチングを行い、5,000 万ウォン（450 万円）以上の滞納者の財産・所得・消費内訳を毎月分析し、滞納管理を行う「財産隠匿嫌疑分析システム」を導入したところである。この点に関連して、出入国管理法上、5,000 万ウォン以上の滞納がある者に対して出国を禁止できる制度が存在しており、租税債権の回収困難化を防ぐ効果があると考えている。(国税庁、税務士法人 WITH PLUS)
- シェアリングエコノミー等の CtoC 取引については、仲介業者の所管省庁から業法に基づく届出等入手することは課税資料提出法を根拠に可能であるが、現在、そうした対応は行っていない。なぜなら、シェアリングエコノミーの経済規模は韓国ではさほど大きくなく、また、そうした取引がクレジットカードを利用した決済である場合には、入手しているクレジットカード利用情報によりある程度確認が可能のためである。(企画財政部、国税庁)

## 【その他（所得控除の税額控除化について）】

- 2013 年の税制改正において、所得再分配機能の向上等を目的として、基本控除は所得控除を維持したものの、医療費や教育費等に係る控除については所得控除を税額控除化した。税制改正が適用された 2014 年所得の年末調整時に、一部の勤労者の税負担が増加することが判明し、混乱が生じたため、税額控除額を拡大させるなどの補完対策を実施した。これらの結果、高所得者の負担は増えたものの、勤労所得者のうち所得税を納めない非納税者の割合が

大きく増加し、足元では約半分が所得税を納めない状況になっており、課税ベースを拡大して中低所得者にも所得税を納めてもらうべき、との意見も出始めている。(企画財政部、韓国租税財政研究院)

(備考) 邦貨換算レートは、100 ウォン＝9 円 (裁定外国為替相場：平成 29 年 (2017 年) 1 月中適用)。

(以上)